

# 令和4年度学校給食に関する申し合わせ事項(案)

(別紙1)

## 古賀市学校給食センター

### 1 学校給食の回数及び給食費について

#### ☆ 給食の期間

「古賀市立小中学校管理規則」(平成18年2月21日教育委員会規則第2号)第2条の規定による期間内で同規則の第3条の規定に基づく期間(期日)を除く日で、「古賀市学校給食共同調理場管理運営規則」(昭和51年6月22日教育委員会規則第2号)の規定に基づき実施する。

#### ☆ 給食回数

- 小学校 1年生：182回、2～6年生：188回
- 中学校 1年生：184回、2年生：185回、3年生：178回

(令和4年2月24日運委改正)

#### ☆ 給食費

##### ○ 小学校

	日 額	月 額		年 間
		4月	5～3月(8月を除く)	
1年	256円	2,842円	4,375円	46,592円
2年～6年		4,378円	4,375円	48,128円

##### ○ 中学校

	日 額	月 額		年 間
		4～2月(8月を除く)	3月	
1年	299円	5,000円	5,016円	55,016円
2年			5,315円	55,315円
3年			3,222円	53,222円

(令和4年2月24日運委改正)

### 2 給食費の徴収方法及び振り込みについて

- 給食費は、各学校長が取りまとめ給食センターが指定する口座に納入する。
- 給食費の当該月分振り込みは、翌月の20日までのこと。

(平成26年6月27日運委改正)

### 3 学校給食数(人数)の変更連絡について

○ 学校行事の遠足、運動会(体育祭)は、給食回数には含まない。

○ 学校、学年、学級行事による変更の場合は、該当月の前月15日までに連絡をすること。

(平成16年6月29日運委改正)

○ 各学校での転出、転入、病気等による給食数(人数)の変更がある時は、必ず給食者移動連絡通知書で当該給食日の2日前の午後3時までに届け出ること。

ただし、2日前の間で祝祭日等の休日がある場合はその休日は含まない。(やむを得ず電話で連絡されたときは、その翌日には必ず所定の通知書による届け出をすること。)

(平成21年11月10日運委改正)

### 4 学校給食数(人数)の変更による給食費の取扱いについて

○ 各学校での転出、転入、病気等による給食数(人数)の変更がある時の給食費は、**変更日数分**を月額より差し引いて計算する。

なお、転入者については残り給食回数から給食費を計算する。この場合、他の児童生徒の月額と同額になるようにし、端数分を転入月にて調整する。

また、転出者については、4月からの給食数と徴収済額を計算し、不足分については追加請求、過納分については返金する。

(令和4年2月24日運委改正)

5 給食実施人員及び実施日数兼給食費請求書は、各学校で確認し、過誤があれば直ちに給食センターへ連絡をすること。

6 古賀市内での転居等で児童、生徒の移動による変更があった場合の給食費は、該当する学校間で調整し給食センターへ連絡をすること。

7 給食試食会・敬老給食等の行事予定日に台風等で給食が中止となった場合、及び緊急事態等により給食食材の発注中止ができない時は、喫食しなくても給食費を徴収する。

(令和3年2月25日運委改正)

学校給食に関する申し合わせ事項改正（案）

（別紙 2）

令和 3 年度	令和 4 年度
<p>1 学校給食の回数及び給食費について</p> <p>☆給食回数</p> <p>○中学校 2年生：183回 3年生：176回</p> <p>☆給食費</p> <p>○中学校 1年生 日額：299円 月額：5,000円×10月 (4月は5,016円)</p> <p>2年生 日額：299円 月額：4,974円×10月 (4月は4,977円)</p> <p>3年生 日額：299円 月額：4,784円×11月</p>	<p>1 学校給食の回数及び給食費について</p> <p>☆給食回数</p> <p>○中学校 2年生：<u>185回</u> 3年生：<u>178回</u></p> <p>☆給食費</p> <p>○中学校 1年生 日額：299円 月額：<u>5,000円</u>×10月 (<u>3月</u>は5,016円)</p> <p>2年生 日額：299円 月額：<u>5,000円</u>×10月 (<u>3月</u>は5,315円)</p> <p>3年生 日額：299円 月額：<u>5,000円</u>×<u>10月</u> (<u>3月</u>は3,222円)</p>
<p>4 学校給食数（人数）の変更による給食費の取扱いについて</p> <p>○各学校での転出、転入、病気等による給食数（人数）の変更がある時の給食費は、一食単価として日数計算とする。 なお、<u>4月の始業式後の転入者は日数計算とし、月の初日の転入者は月額とする。</u> ただし、<u>3月の転入者については日数計算とする。（一食単価×給食日数）</u></p>	<p>4 学校給食数（人数）の変更による給食費の取扱いについて</p> <p>○各学校での転出、転入、病気等による給食数（人数）の変更がある時の給食費は、<u>変更日数分を月額より差引いて計算する。</u> なお、<u>転入者については残り給食回数から給食費を計算する。この場合、他の児童生徒の月額と同額になるようにし、端数分を転入月にて調整する。</u> <u>また、転出者については、4月からの給食数と徴収済額を計算し、不足分については追加請求、過納分については返金する。</u></p>

(公印省略)

4 古給第 号  
令和4年 月 日

保 護 者 各 位

古賀市立 小学校  
校 長

学校給食費確約書提出のお願いについて

古賀市では義務教育課程において、学校給食を実施しています。学校給食法第11条の規定では、給食センターの施設及び施設に要する経費並びに調理にかかる人件費などは、市の負担となっていますが、食材経費（給食費）については、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者負担となっています。

つきましては、お子様の義務教育課程での給食費ご負担について、別紙「学校給食費確約書」を、学級担任にご提出いただきますようお願いいたします。

学校給食法

(経費の負担)

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

学校教育法

第16条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

# 学校給食費確約書（案）

年 月 日

古賀市立 小学校長 宛

私は、下記のことについて確約いたします。

## 記

1. 義務教育期間中の給食費は、必ず納入いたします。

児童氏名

保護者氏名

印

住所

電話番号

令和3年度 給食提供事業及び食育推進事業

1. 給食提供事業

(1) 各委員会の開催

○学校給食センター運営委員会

第1回 令和3年7月14日(水)

- ・委嘱書交付及び役員選出について
- ・運営委員の職務及び給食センターの概要について
- ・令和2年度給食会計決算報告及び監査報告について
- ・令和2年度給食提供事業及び食育推進事業について
- ・令和2年度地場産農産物の使用状況について
- ・令和3年度学校給食に関する申し合わせ事項

第2回 令和4年2月24日(木)

- ・令和4年度給食に関する申し合わせ事項について
- ・確約書について
- ・その他

○学校給食物資調達委員会

令和4年2月8日(火)

- ・物資納入業者及び物資の選定等

○献立委員会

第1回 5月10日(月) ※書面開催

- ・4～5月分献立について
- ・6～8月分予定献立の検討

第2回 7月5日(月)

- ・6～7月分献立について
- ・9～10月分予定献立の検討

第3回 10月5日(火)

- ・8～10月分献立について
- ・11～12月分予定献立の検討

第4回 12月7日(火)

- ・11～12月分献立について
- ・1～3月分予定献立の検討

第5回 3月1日(火) 予定

- ・1～3月分献立について
- ・令和4年度4～5月分予定献立の検討

(2) 令和3年度農産物使用状況について(資料1)

## 2. 食育推進事業

(1) 給食センター親子見学(資料2)

(2) 給食センター見学及び体験学習(資料3)